平成２９年（フ）第２８３号
盛岡市仙北２丁目11番36―405号
債務者　吉田　明仁
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１６号
岩手県二戸郡一戸町岩舘字沢田56番地２
債務者　和田　幸子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第９７４号
さいたま市緑区大字中尾1583番地　フォレストコート中尾台Ｂ103
債務者　桑原　俊樹
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９７５号
さいたま市緑区大字中尾1583番地　フォレストコート中尾台Ｂ103
債務者　桑原　直美
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４６号
埼玉県朝霞市大字岡225番地　シティ岡213号室、旧住所埼玉県朝霞市大字岡225番地　シティ岡212号室
債務者　平良　　悌
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７７号
埼玉県新座市西堀２丁目２番29号　グリーンパーク310号室、旧住所東京都武蔵村山市本町１丁目３番地の１　シティーコーポパルナス武蔵村山309号
債務者　白岩　歩未（旧姓備前）
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０９号
さいたま市北区奈良町３番地５　大谷コーポ201
債務者　武川　龍記
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２６号
埼玉県川口市大字小谷場377番地　南浦和グリーンハイツＡ－６号
債務者　矢口千賀子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６０号
埼玉県新座市北野２丁目３番５号　カーサヒロ102号室
債務者　田村かずみ
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８５号
さいたま市桜区栄和２丁目３番11号　フォルテ102、旧住所さいたま市桜区新開１丁目23番４号
債務者　石川　信克
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８６号
さいたま市桜区栄和２丁目３番11号　フォルテ102、旧住所さいたま市桜区新開１丁目23番４号
債務者　石川　ミヨ
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２６号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３－９―403
債務者　長嶺　　司
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４２号
埼玉県上尾市泉台３丁目16番地24
債務者　前島　英彦
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８０号
埼玉県加須市志多見868番地１
債務者　大久保かをる
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５６８号
埼玉県入間市大字新久460番地23　102
債務者　小形　ナナ
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２７４号
埼玉県深谷市稲荷町１丁目19番26号
債務者　高野　優太（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部